

静岡県告示第120号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する清水港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成30年2月27日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川勝平太

1 新たに管理する施設

種類	名称	位置	能力
野積場 (1級)	新興津野積場 2号	静岡市清水区 興津清見寺町1390	面積 14,410㎡ 主要用材 アスファルト舗装

2 供用開始日

平成30年4月1日